

**一般用医薬品のインターネット販売の規制緩和に反対します
および テレビ電話・FAX等の活用による店舗での医薬品販売、
それに伴う薬剤師、登録販売者の常駐義務撤廃に反対します**

(理由)

1. 医薬品は人の生命、健康に直接影響を与えるものであり、一般の商品とは全く異なります。だからこそ、その販売は薬事法によって厳しく規制されています。
2. インターネット販売は、販売者の匿名性が高いこと等から責任の所在が明確でないことが多く、わが国では認めていない医薬品や、乱用薬物、出所の明確でない医薬品、医薬品まがいの健康食品などが、しばしば商品として販売されています。
警察庁の調査によれば、乱用薬物のインターネット販売は増加の傾向にあるなど、ウェブサイト管理者の、こうした悪質な取引を排除する努力も十分とは見えず、また、単に場所を提供しているだけ、とその責任も否定しています。
3. このような無秩序、かつ、無責任なインターネット販売が横行する現状を無視して、生命関連商品である医薬品のインターネット販売の規制を緩和することは極めて危険であると言わざる得ません。全国薬害被害者団体連絡協議会、SJS 患者会(一般用医薬品の副作用被害者)等多くの被害者団体をはじめ、消費者団体は、医薬品のインターネット販売の規制緩和を強く懸念し、反対しています。
4. 規制・制度改革分科会の中間とりまとめ(平成 23 年 1 月 26 日)では、「薬剤師または登録販売者などの有資格者を常駐させることは人件費コストを過大とする」としています。しかし、医薬品の適正使用、安全性を確保するために、「コスト」をかけることは、医薬品販売者としての当然の義務であり、社会的責任です。消費者のための安心、安全を無視して自己の利益のみを追求する考え方には断固反対します。
5. 平成20年に一般用医薬品の、より安全な国民への提供という社会的要請を受けて、薬事法が改正され、その中で、国民への対面販売の重要性から専門家の常駐を促進するため薬剤師の他にリスクの少ない医薬品供給を担当する登録販売者という新たな制度が導入され、現在、全国で約10万人ほど生まれています。この事実を無視した議論は、まさに社会的要請をないがしろにするものと言わざるを得ません。
6. 政府の行政刷新会議やIT戦略本部は、医薬品のインターネット販売の規制緩和を議論する前に、生命関連商品である医薬品販売の場として、現在のインターネットがふさわしいのか、薬害被害者たちの強い懸念をおしてまで、今、緩和の必要があるのか、ウェブサイト管理者の責任をどう考えるかを含め、薬害被害者の意見を尊重し、時間をかけて徹底的な議論を行うべきであると考えます。